

台湾における大学教員資格審査制度の変容

廖 于晴

はじめに

第二次大戦後、どの国でも高等教育が大幅に拡大し、大衆化が進んだことにともない、大学は大学教員中心の研究重視機関から学生中心の教育重視機関へ、その基本的な性格をかえつつあると指摘されている¹。こうした変化にともない、大学の機能である研究、教育及びサービスにおいて中核的な役割を果たしている大学教授職が、どのようにこの社会変化に対応するかが問われている。大衆化のもとで多様な学生のニーズに応える教育活動が重視されるようになる一方で、学問の生産性をより一層向上させることが目指されており、大学教授職に対する期待は社会の変容と高等教育の拡大にともない、変貌してきていると考えられる²。

台湾では、1980年代以降、民主化・自由化が進められていく中で、社会全体が大きく転換してきている。台湾の高等教育では、このような社会の転換と歩調を合わせて量的な拡大が図られてきた一方で、全体としてみれば規制緩和の方向に改革は進んでいる。具体的には、1980年の大学と専科学校（日本の短期大学に相当）の数はあわせて104校であったが、1990年には121校、学生数57万人になり、2010年には機関数163校、学生数130万人に達している。この量的拡大により、高等教育の粗在学率（Gross Enrollment Ratio）も、1990年の29.7%から2010年の83.8%へと急激に上昇した³。また、このように高等教育の拡大にともない、多様な役割をになう高等教育システムを形成するため、各大学はそれぞれの特徴を持ち、異なる類型に発展する施策を打ち出している⁴。

こうした高等教育システムの多様化を背景に、台湾の大学教員資格審査制度は、教育部（日本の文部科学省に相当）が管轄し、統一的な基準で審査をおこなっていた従来の形式から大きく転換した。教育部は1991年に「大学及び独立学院の自主的な教員資格審査規則」（原語、授權大学及独立学院自行審査教師資格作業要点；以下、自主審査規則に略）を公布することにより、まず一部の大学に審査の権限を委譲し、その後委譲する大学の範囲を段階的に拡張した。台湾の大学教員に関しては、「教育人員任用条例」第14条によると、教員の任用、昇進について、資格審査をおこなう必要があると規定されている⁵。また、教員の昇進の枠については日本のように教授ポスト、准教授ポストといった区分がなされておらず、教育部が各大学に配分している教員定員は「教師」として一括されているため、台湾の大学教員は基準に達し、教員資格を取得すれば、所定の職階に就くことができるのである⁶。このように、大学に審査の権限を委譲することにより、大学は審査の基準をみずから設定することができ、その特徴や発展戦略

に応じて教員の任用や昇進をおこなうことが可能になった。

その後、教育部は大学の自主審査という方針をとりながらも、2013年に「大学と専科学校における教員の多次元昇進制度の促進に関する試行及び完全的に審査権限規則」(原語、推動教師多元升等制度試辦學校暨全面授權自主審查方案)を公布し、多次元的な審査基準の構築を促進する制度(以下、多次元審査制度と略す)を導入してきた。多次元審査制度は、自主審査制度の一環であり、教員資格の審査基準の多様化に基づき、大学の自主審査を促進させることを目的とし、教員を大きく研究型、教育型及び技術型という3つの類型に分け、それぞれ独自の基準で審査をおこなう制度である。この制度が導入された結果、大学での教員資格審査の現状は大きく、教育部の審査、自主審査、及び多次元審査という3つの形に分けられることとなった。その中で、教育部は多次元審査制度の導入により、一定の枠組みを提示すると同時に審査の権限を大学に委譲し、より多くの大学が自主的に審査できるようになることを目指している。つまり、多次元審査制度は、2013年以前には自主審査ができなかった大学を対象としていると考えられる。しかし実際に、大学の教員資格審査の現状をみると、2013年に165高等教育機関のなかで、多次元審査制度を実施した機関は28校であるが、その中の20校がもともと審査の権限を与えられた自主審査の大学だった。こうしたことから、多次元審査制度の導入で、単により多くの大学が自主的に審査できるようになるという政策上の説明はできなくなり、多次元審査制度の導入が台湾の大学教員審査制度にどのような影響を与えていたかという疑問が浮かんできた。

こうした問題意識から、台湾の大学教員資格審査制度に関する先行研究を検討すると、主に1997年「教育人員任用条例」の修正と関連する大学教員の職階に関する検討、及び制度の整備や適法性をめぐっての議論にとどまっている⁷。すでにのべた多次元審査制度を視野に入れた研究はわずかである。楊は、大学教員の評価制度に着目し、多次元審査制度に関連する法律が不足しており、教員昇進に関する評価指標と研究の自由の課題が残っていることを指摘した⁸。また、何は欧米における多様な教員昇進に関する制度を研究し、台湾における多次元教員審査制度を実施する可能性を検討した⁹。これまでの教員資格審査に関する研究では、台湾の大学教員資格審査制度について、1990年代以降従来の教育部を主体とする審査から、大学が自主的に審査する形に移行しつつあり、高等教育の多様化、及び大学の個性化を目指す方針がとられていると明らかにされた¹⁰。しかし、上述のように多次元審査制度の導入状況からは、自主審査の制度を実施している大学が、さらに多次元審査制度を受け入れる理由を説明することができず、多次元審査制度だけで現在の台湾の大学教員資格審査制度をとらえることは不十分であることが示唆される。したがって、台湾における大学教員資格審査制度をより深く理解するためには、教員の昇進に関する教員資格審査制度に着目し、教育部が実施する審査から自主審査制度への移行という動きを分析の枠組みに入れ、多次元審査制度の導入前後の変化を考察しながら、とりわけ大学はどのようにこれらの制度を実施しているかを検討することが重要である。

以上のことから、本論文は大学教員資格審査制度の変遷をまとめ、多様な審査基準の導入をめざす背景や理由を考察する上で、多次元審査制度を導入する具体的事例を検討することにより、台湾の大学教員資格審査制度の特徴を明らかにすることを目的とする。本論文の構成は、まず、教員昇進に関する資格審査の権限が大学に移行する動きをまとめた上で(第1節)、多次

元審査制度が導入された背景とその展開がもたらした変容を検討する（第2節）。この検討をふまえて、国立中興大学の事例を手がかりに、大学がどのように教員資格審査制度をあつかっているのかを分析し（第3節）、台湾における大学教員資格審査制度の特徴と現状を明らかにする（第4節）。

1. 大学教員資格審査に関する制度的な枠組みと規制緩和の動き

本節では、大学教員職階の構成、及び資格審査のプロセスなどを大学教員資格審査制度の枠組みをふまえて整理し、その審査の権限が大学に委譲された背景と制度的な変容を検討する。

まず、大学教員の職階の構成、及びそれと対応する教員資格の取得方法をみてみよう。台湾における大学教員の職階は、1994年「大学法」の修正後、教授、副教授、助理教授及び講師という4つの級に分けることとされていた¹¹。それらの職階間の任用と昇進のためには、はじめにのべたように、教員資格の審査を受ける必要があり、主に教育部のもとに審査をおこなっていた¹²。ただし、1990年代以降、大学の自主性を向上させ、高等教育の多様化及び大学の特性化を達成させるために、教育部は1991年に「自主審査規則」、及びそれにしたがう1995年に「教師法」を公布するにともない、徐々に審査権限を大学に与えている。その審査のプロセスは「教師法」の第9条によれば、大きく2段階に分けられる。第1次審査（原語、初審）で大学は教員の資格を審査した後に、教育部に報告する。その後、教育部は第2次審査（原語、複審）をおこない、審査に合格した者に教員証書を授与する。その中で、第2次審査の一部あるいは全部をおこなう権限を大学に与え、第2次審査に合格した後に教員証書を発行するようになった。このように、自主審査の制度が導入されたことで、大学は自主的に教員資格を審査することができるようになり、教員昇進についての決定権を得た。

また、この権限の委譲は、すべての大学に部分的に権限委譲し、一部の基準に達した大学には全部の権限を委譲するという2種類に分けられる。部分的な権限委譲は、2007年以降、講師と助理教授の資格の審査権限をすべての大学に委譲することを意味している。ただし、これらの大学でも副教授と教授の資格を審査することはできず、全部の権限委譲を得た大学のみが審査をおこなうことができる。本論文では自主審査をおこなう大学とのべた場合は、特別な説明をしない限り、全部の権限が委譲された大学を意味することとする。それらの大学は、「自主審査規則」に定められた3つの基準、すなわち、教員資格審査の制度が整備されていること、自主審査の権限を与える前の教育部審査状況、及び教育部が定めた教員の職階構造を満たしてい

表1 大学教員資格審査の項目

職	審査項目
副教授	副教授は次の1つの資格を有するべき： 1. 博士学位またはそれと同等の学歴証書を有し、学習した専門分野と関連のある研究活動、専門的職業または職務に4年以上従事したことがあって、成績が優良であるとともに専門的著作を有する者。 2. 助理教授を3年以上担当し、成績が優良であるとともに専門的著作を有する者。

出典 南部広孝「台湾における大学教員集団の変容と評価制度」『21世紀型アカデミック・プロフェッション構築の国際比較研究』（平成18年度～21年度科学研究費補助金（基盤研究(B)、課題番号：18203038）研究成果報告書研究代表者：有本章）広島大学高等教育開発センター、2010年、141頁。

ること、に達している大学である¹³。上述した大学は、高等教育機関の中で、1991年は9校だったが、1995年には35校になり、2013年には55校に達し、165高等教育機関の33.3%を占めるようになった¹⁴。

こうした規制緩和の動きをふまえて、審査の項目も多様化の方向

に進んでいる。教員資格の審査項目は「教育人員任用条例」第17条に定められ、表1にあげた副教授の審査項目のように、大きく学歴、職歴及び著作に分けられる。その中の専門的著作は専門領域における雑誌への掲載、及び学術の著作など学術研究の成果を示しているものである。ただしその後、審査の項目は、1997年「専科学校以上の芸術領域教員における芸術成果の教員資格審査規則」（原語、専科学校以上学校芸術類科教師以作品及成就證明送審教師資格作業要点）、2004年「専科学校以上の教員における技術報告の教員資格審査規則」（原語、専科学校以上教師以技術報告送審教師資格作業要点）、及び2007年「専科学校以上の体育領域教員における関連成果及び技術報告の教員資格審査規則」（原語、専科学校以上学校体育類科教師以成就證明及技術報告送審教師資格作業要点）という規則が公布されてきたことにより、従来の項目であった雑誌の掲載数、著作数など学術研究の業績だけでなく、さらに芸術・体育表現、技術報告などの成果も含まれるようになってきている¹⁵。ここまでみてきたように、台湾の教員資格審査制度では、大学が自主的に資格審査をおこなうことにより、高等教育の多様化を目指す方向性が見出されるようになってきている。

2. 多次元審査制度の導入と展開

台湾の大学教員資格審査制度では、「自主審査規則」の公布により、一部基準に達した大学が自主的に教員の資格を審査し、大学の特徴と発展戦略にしたがい、みずから教員評価組織、審査の方法、審査の項目とその基準などを定めるようになりつつある。しかし、2013年に教育部は、教員昇進の審査状況をみると、結果として学術研究の業績が過大視されていて学校の特性が反映されておらず、また多元的昇進のルートをも有する国際的な潮流に反するという問題を指摘した上で、今後、審査制度を1990年代規制緩和の動きと一貫させ、多様な基準で教員の資格審査をおこないながら、より多くの大学が自主的に審査できることを目的とし、多次元審査制度を導入した¹⁶。本節では、台湾の大学教員資格審査制度において、この2つの制度がどのように実施されているのかを解明するため、多次元審査制度に関する導入背景、内容及び参加する大学の特徴という3つの側面に分けて検討した上で、自主審査の施策との差異を分析する。

多次元審査制度の導入背景は、2013年に教育部が打ち出した「人材育成白書」（原語、人材培育白皮書）の高等教育の施策方針と深く関連している。「人材育成白書」は2024年までの人材育成の方針を示しており、大きく「12年国民基礎教育（K-12）」、「技術と職業教育」及び「大学教育の国際化とグローバル化人材の配置」という3つの軸で構成されている。「大学教育の国際化とグローバル化人材の配置」という軸は高等教育の変革と規制緩和を目標としており、具体的には「人材育成条例」の制定、生涯学習ルートの整備、高等教育の類型化の促進、及び国際化人材の育成という4つの政策方針が示されている。

その中で、高等教育の類型化を促進する政策は、多様な社会ニーズに応えるために、大学がみずからの特徴にしたがい、人材を育成すべきだと指摘している。とりわけ台湾の高等教育システムにおける体系的な特徴に基づき、機関類型ごとの差異をより一層強調し、それぞれに異なる人材の育成が求められている。具体的には、拠点大学は政府から重点的な予算配分を受けており、豊かな資源を有しているため、国際競争力を有する一流人材の育成が求められている一方で、教育に優れた大学は、職場に応用できる専門的な知識、即戦力を持つとともに、世界

の情勢を判断し、産業の変革に対応できる人材を育成することが期待されている。また、その他の大学は、業界との連携を強化することにより、産業のニーズに対応できる人材を育成すべきだと明記されている。このように、大学の機関類型に従った様々な人材の育成を目指す動きにともない、大学の自主性の向上を目指しながら、課程内容と学位の分化、及びそれと関連する大学教員の役割による類型化という政策が実施されはじめた。

以上、大学の類型により、異なるカリキュラムを提供することを通して、多様な人材の養成が目的とされている。その中で、多様なカリキュラムを提供するために、教員の資格審査基準を多様化し、多様な教員を輩出することを目指している。こうした背景のもとに、多次元審査制度が導入されてきた。当制度の導入以前に、すでに自己審査の施策が開始されていたが、教員の昇進に関する実態としては学術研究が過度に重視されており、教育を軽んじる傾向があった。2013年度の教員昇進の資格審査状況をみると、専門的著作という学術の成果をあげ、審査を受ける教員が、全体の94.3%に達しており、技術報告のそれはわずか2.7%であった¹⁷。このように学術研究の成果がなお教員の昇進を主導しているという課題を解消するため、2013年に「大学と専科学校における多次元昇進制度の試行に関する補助規則」が公布され、大学が多次元審査制度を導入することで財政的な資源を与えることを定め、教員の資格審査の多様化を促した。教育部は一部の大学を対象として採択し、試行することにより、機関内に多次元審査制度のモデルを形成させ、2016年に80校の大学が多次元審査制度をもうけ、すべての大学が自主的な審査ができるようになることを目指している。また、この制度の申請については、自主審査の権限が与えられた大学に限らず、すべての大学が教育部に申請することができる。これらの自主審査の基準に達していない大学は、多次元審査制度を導入した後に、教育部から審査の権限を与えられ、自主的に教員昇進の資格審査をおこなうことが可能になった。

ここまでみてきたように、2013年の多次元審査制度は多様な審査基準にしたがって、大学の自主審査がおこなわれることを目的としている。したがって、この制度は、前節にのべた自主審査の施策と比較すると、その目的に合致している部分が少なくないと考えられるが、多様性の形成をより強調している傾向がみられる。さらにこの制度は、人材育成政策に言及された課程内容を「研究型」と「実務型」に分け、大学がそれらにしたがって教員資格審査の項目を構築する結果、それぞれ異なる昇進のルートが形成されるという構想である。こうした構想をふ

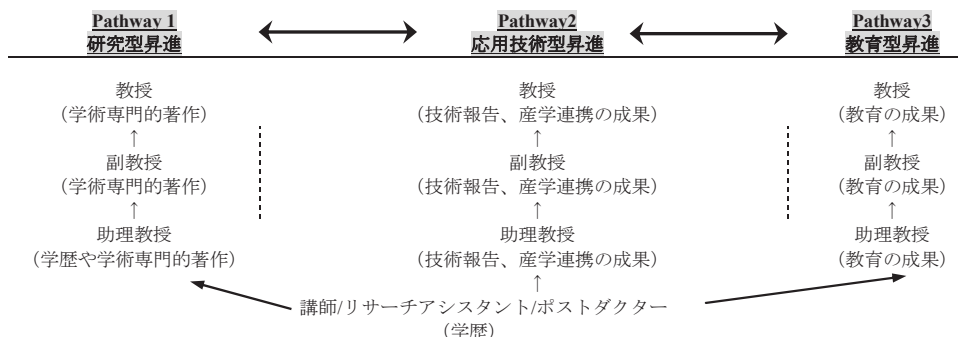


図1 多次元審査制度における各類型教員の審査基準と昇進ルートの構想図

出典 教育部高等教育司「103学年度教師多元升等制度計画申請説明会簡報資料」2014年。

註 括弧内は主要の審査基準である。

まえて、教育部は教員を研究型、教育型及び実務型に分類し、大学がそれぞれの昇進ルートにしたがって、異なった審査の基準をもうけることを予想している。研究型教員は主に学術研究成果で審査され、教育型教員は図1に示したように、教育の成果を重視される。また実務型教員は産学連携や応用的な技術の成果に基づいた、昇進の基準が設定されている。なお、それらのルートはお互いに転換することができ、その転換の規則については各大学みずからが定めている。

上述のように、台湾の大学教員資格審査制度は、大学に権限を与えながら、多様化を目指すことが従来から一貫して維持されてきたが、その上で、多次元審査制度を導入することにより、多様化の構築がより一層強調されてきた。教育部の役割も資格審査の認定者から、監督者に移行する傾向がみられる。このように、大学教員資格審査制度はより多くの大学に審査の権限を与えながら、大学の発展戦略にしたがい、多様な昇進ルートを整備し、異なる役割の大学教員を輩出する特徴がより一層明確になった。

3. 教員資格審査制度の導入状況と具体的な事例

3-1 機関類型における教員資格審査制度の導入状況

上述したことから、これから台湾の大学教員資格審査制度では、人材育成政策にしたがって、大学の類型ごとに異なる資格審査の基準を構築する方針であると考えられる。教員資格審査制度の導入状況が、各大学にどのような変化をもたらしてきたかを解明するために、機関類型別に各大学がどのように資格審査制度を扱っているかを考察しておきたい。

ここで先に、機関類型について説明する。機関類型別の分類方式は、台湾の高等教育システムの構造と深く関連しており、大きく普通教育体系、職業教育体系及び師範高等教育体系に分けられる¹⁸。各大学はこの3つの体系にしたがって分類がなされ、になう役割も体系ごとに異なっており、それに応じた機関の特徴が付けられている。その中で、教育部が2004年に「国際一流大学及び先端的研究センターの発展に向けたプロジェクト」（日本のCOEプログラムに相当；原語、発展国際一流大学及頂尖研究中心計画）に選び、拠点大学(原語、研究型大学)とした大学がある。それらの大学は、普通教育体系10校、職業教育体系1校及び師範教育体系1校があり、政府から重点的な財政支援を受け、より学術研究機能が強化されている特徴を持っている。なお、師範教育体系に関して、1994年に「師範教育法」が「教員養成法」(原語、師資培育法)に変更された後、教員養成制度が閉鎖制から開放制に転換され、師範教育体系以外でも教員養成カリキュラムが提供できるようになった一方で、師範教育体系に属する大学もしばしば教員養成の役割を越えた多様な教育を提供し、普通教育体系に移行してきた。そのため、機関類型を分類する際に、師範教育体系に属する大学も普通教育体系の一部として扱うこととする。したがって、本節では、各大学を体系及び資源条件にしたがい、拠点大学、普通系機関、及び職業系機関という3つの機関類型に分類し、分析をおこなう。

ではまず、全体として各機関類型がどのように資格審査制度を導入しているかをみてみよう。はじめに言及したように、大学における教員資格審査の形は、大きく自主審査、多次元審査、及び教育部の審査という3つに分けられる。こうした分類をふまえて、多次元審査制度に属す大学の類型を分析すると、次の4点が指摘できる。第1に、括弧内にみられるように、多

次元審査制度を導入した大学の多くは自主審査の権限が与えられた大学である。また機関類型ごとにみると、第2に、拠点大学はすべて自主審査制度を導入しており、多次元審査制度に含まれる大学はわずか2校である。その理由は、拠点大学は学術研究の機能が強調されるため、その審査制度も従来の専門的著作など研究業績で審査する基準に適合していることと関連して

いる。むしろ多次元審査制度に参加することで、従来、学術研究生産の中心となる教員が、研究の役割を担わなくても、単に教育や社会サービスのみの役割を果たすだけでよいことになった。このことは、拠点大学の発展戦略とされた世界水準の知的拠点を形成する方向性とずれていいると考えられる。そして第3に、普通系機関は、制度の導入状況がより平均的な傾向がみられる一方で第4に、職業系機関は2つの制度とも導入する大学が少なく、教育部の審査に含まれる大学数がもっとも多い。歴史的な経緯からみると、職業系機関は主に1990年代後期以降、専科学校から大学や独立学院に昇格した大学であり、大学としての歴史が浅く、その教員の構成と関連する制度は普通系機関に比べて整えられていないため、教育部から権限を得にくい状況にあると考えられる¹⁹。

上述の分析により、繰り返しになるが、台湾における大学教員資格審査制度の特徴を理解するには、多次元審査制度を導入する前に、すでに自主審査の権限が与えられていた大学に着目し、分析をおこなうことが不可欠であるといえる。なぜなら、このような大学はすでに審査の権限を与えられており、みずから教員資格の審査基準を構築することができるにもかかわらず、さらに多次元審査制度に参加しているからである。こうした特徴はいままで議論してきた規制緩和の方針では説明できない。そしてその中で、とりわけ学術研究の機能を強調する拠点大学は、多次元審査制度を導入する際に、もっとも工夫する必要があると考えられる。たとえば、他の普通系大学である国立嘉義大学や大葉大学では、多次元審査制度が導入される前に、すでに第1節に述べられた教育部が公布した技術報告や体育表現の審査規則に影響を受けて、研究成果を成果評価の審査基準とするだけでなく、芸術成果、技術報告や体育表現などに基づく昇進が可能になっていた。それに比べて、国立中興大学は基準が研究成果のみであった。したがって以下では、拠点大学を事例として扱い、多次元審査制度がどのように大学に適合されていたかを分析する。表2に示したように、多次元審査制度を導入した拠点大学は2校（国立中興大学、国立台湾科技大学）があるが、本節では主に国立中興大学をめぐって、多次元審査制度を導入した前後の変化を考察する。その理由は、国立台湾科技大学はすでに学術研究の成果以外に、応用研究の審査基準を設定している点で、従来から実務的な部分を重視する傾向をもっており、多次元審査制度の導入が比較的に容易である。それに対して、国立中興大学は、研究成果の基準しか設けられなかったため、多次元審査制度を導入してからの変化が国立台湾科技大学よりも顕著にみられると考えられる。したがって、国立中興大学を事例として扱う。

3-2 国立中興大学における教員資格審査の事例

国立中興大学は1961年に設置され、2014年の学生総数は台湾の大学の中で第3位の規模で

表2 2013年機関類型別における資格審査制度導入状況

資格審査制度 【単位：校数】		自主審査	多次元	教育部 の審査
類型	拠点大学	10	2(2,0)	0
	普通系	22	17(15,2)	26
	職業系	3	9(3,6)	76
合計		35	28(20,8)	102

出典 2013年の教育部教師資格及学術審査科の教師資格審定学校分表、及び多次元審査制度を導入する大学一覧をもとに、筆者作成。

註 括弧内は大学が多次元審査制度を導入した前の審査状況を示す。前者は導入する前にすでに自主審査制度をおこなった大学を示し、後者は教育部によって審査がおこなわれた大学である。

ある 15,350 人を有するとともに、学術研究の機能を重視している研究型大学に位置づけられている。1992 年にすでに審査の権限を委譲されており、2014 年の時点で、大学教員は 799 人（教授 394 人、副教授 206 人、助理教授 136 人、講師 28 人、その他 17 人）で、この他に助教が 18 人になっている²⁰。学内に 8 つの学院が設置され、それぞれが複数の学系や研究所などによって編成されている。

ではまず、国立中興大学における教員資格審査の制度的枠組みをみてみよう²¹。国立中興大学の教員昇進に関するガイドブックによると、教員の昇進に関する資格審査の役割を果たすのは、学内に設置される教師評審査委員会であり、それが全学、学院、学系の 3 つのレベルでそれぞれうけられている。教員は昇進を申請する際に、学系レベルの教師評審査委員会はその教育、研究及びサービスの総合評価、及び研究成果である専門的著作の成果評価という 2 つの側面で審査をおこない、合格すれば、学院レベル、全学レベルと送られていく制度であった。また、総合評価は合計 100 点満点とし、70 点以上に達すれば、上級の教師評審査委員会に送られる。またその配点は、全学の規則に基づいて、教授に昇進する場合は、教育 30%、研究 50%、サービス 20%で、副教授や助理教授のそれは、教育 30%、研究 40%、サービス 30%である²²。研究という項目の採点は主に専門的著作に基づくものである。なお、学院と学系レベルは 10%の範囲内でみずから調整することができる。また、専門的著作は学内の教師評審査委員会で審査をおこなうだけでなく、さらに外部審査が必要である。次には、こうした制度的な枠組みに基づいて、2013 年前後教員審査制度の変容をみてみよう。

表 3 国立中興大学の教員昇進における多次元審査制度に導入した前後の審査基準の変化

制度	基準	昇進の教員資格審査を申請する基準
本来の制度	学術研究	本大学の教員は昇進する際に以下の規定にしたがうべきである。 1. 講師から助理教授に昇進する者は、講師を 3 年担当し、成績が優良であるとともに博士論文に相当する専門的著作を有する。 2. 助理教授から副教授に昇進する者は、助理教授を 3 年担当し、成績が優良であるとともに専門的著作を有する。 3. 副教授から教授に昇進する者は、副教授を 3 年担当し、成績が優良で優れた学術レベルに達している専門的著作を有する。
多次元制度での新設	技術報告	副教授や教授に昇進する者は以下の規定に相応しい場合が、技術報告で審査することができる。 1. 五年以内に特許を持つ発明を有するとともに、その発明の技術移転の収益には、助理教授から副教授に昇進する場合は 70 万元以上で、副教授から教授のそれは 120 万元以上に達す。 2. 五年以内のインターンシップ計画の経費（対外サービスの収入、及び教育部計画の経費を差し引く）は、助理教授から副教授に昇進する場合は、125 万元以上、副教授から教授のそれは、210 万元以上に達している。
	教育	専任教員は実務に優れた教育の成果があれば、教育に関する著作で代表的な専門著作として、昇進を申請することができる。

出典 国立中興大学『国立中興大学教師昇等相關作業参考手冊』『国立中興大学教師聘任暨升等辦法』2014 年、3-6 頁。

2013 年に多次元審査制度に導入する以前は、教員は表 3 に示した学術研究の昇進規則に達すれば、学系レベルに昇進を申請することができた。その審査項目は、すでにみてきたように、研究成果である専門的著作だけでなく、総合評価において、研究の項目はもっとも大きな割合を占めている。このように 2013 年までの国立中興大学の昇進に関する教員資格の審査基準でも、すでに研究以外の審査項目はあったものの、学術研究の成果が資格審査のプロセスの中心であると考えられる。

その後、2013年に、国立中興大学は教員が多様に専門能力を発展させることを通して、大学の研究生産、産学連携及び人材育成の質を向上させ、大学の競争力を強化させるために、多次元昇進制度を導入した²³。教員が研究成果に加えて、教育の側面も重視し、さらに産学連携を強化させるために、多次元審査制度を導入した。こうしたことにより、2014年に「国立中興大学の教員に関する任用・昇進規則」（原語、国立中興大学教師聘任暨升等辦法）の修正により、研究成果を示す専門的著作の代わりに、表3に示したように、技術報告や教育成果を審査基準として認めるようになった。また、すでにのべた3つの採点項目の中でもっとも重要である研究という項目でも、専門的著作の代わりに、教育に関する著作や技術報告の成果を提出することが可能になった。

こうした技術報告と教育成果の審査基準の増設により、教員の役割である教育、研究及びサービスをそれぞれに対応する昇進制度を有することになり、優れた技術や教育手法を有する教員は昇進する機会を得られるようになった。また、この中で技術報告を成果とすることは、第1節に述べた教育部が打ち出した技術報告の審査規則に影響されている結果だと考えられる。このようにサービスの成果を技術報告として扱うことを通して、産業発展に貢献しようとする教育部の意図がみられる。

また、国立中興大学では審査基準の多様化が進んでいるが、従来の研究を重視する特徴に沿うように、その審査基準や教員の構成などはなお研究機能の強化に基づいて展開されているものである²⁴。例として見れば、教育成果の審査基準では教材や教育に関する著作も採択されるが、その出版物は全国レベルで流通されている、または国内外に名高い雑誌に掲載されることが条件となっている。また、技術報告において、その外部審査の評価項目は研究・開発の理念と学術基礎、内容と技術及び成果の貢献に分けられ、単に技術の報告ではなく、学術に寄与する技術の発展に求めている。にもかかわらず、多次元審査制度の導入により、国立中興大学における審査制度には変容がもたらされており、従来の学術研究に基づく専門的著作という審査基準に加えて、教育成果と技術報告も認められた。

上述の審査基準に基づき、研究、教育とサービスの区別がより明確になり、教員間の役割分担がより一層明確になった。国立中興大学が大学の教員背景を調査した結果によると、上述した各審査の基準に基づき、将来的には、それぞれの役割をになう教員が全体に占める割合も予測され、学術研究7割、技術報告2割及び教育成果1割と提示されている²⁵。こうしたことから、教員によって異なる役割が求められ、教員の類型化がなされるようになったことが分かる。例としてあげれば、国立中興大学は研究、教育やサービスのそれぞれに奨励規則が定められ、成果が優れた教員には給料の調整や報奨の授与がなされた。その中で、さらに学術研究が優れた教員に授業時間の減免を提案されることがあった²⁶。以上より、国立中興大学は学術研究の機能を重視しながらも、教育、研究及びサービスの割合を決めることにとどまっていたが、多次元審査制度に参加することで、それらに相応しい規則を定め、審査基準の多様化をより明確になるとともに、大学教員間の役割をより区別するようになったと考えられる。このように、制度を導入する目的とその変容に鑑みると、国立中興大学は多次元審査制度の導入によって、多様な審査基準の枠組みを強化させることにより、より弾力的な教育組織を形成するを図っていると推測できる。

4. 考察

本論文では、自主審査制度の動きをふまえながら、多次元審査制度が導入された前後、社会背景、制度上の変化、及び各機関類型の導入状況を考察することにより、台湾における教員資格審査制度の変容を明らかにした。こうした結果に基づき、台湾における大学教員資格審査制度の特徴として以下の3つの側面を指摘することができる。

第1に、教員資格審査の権限は大学に委譲する方針が維持されているとともに、その権限委譲の範囲が拡大している傾向がみられる。すでにのべたように、1991年に「自主審査規則」が公布されたことにともない、大学教員の資格審査が徐々に教育部から大学に委譲されてきている。また、こうした流れに加えて、2013年に多次元審査制度が導入されたことで、大学への権限委譲がより一層強化されることとなった。当制度は、2016年にすべての大学が自主的に審査することを目標とすると同時に、多次元審査制度の採択資格は自主審査の基準に達している大学に限らず、教育部が主導する教員審査の大学も申請することができるとしている。それらの大学は採択された場合、自主審査規則に定められた基準に達していなくても、自主的に教員の昇進を審査することができるようになる。このように、教員資格審査制度は基準を満たした大学に権限を委譲する流れから、すべての大学が自主的におこない、教育部が監察する役割をになう流れへと移行してきている。

また第2に、審査基準の多様性を確保することが一貫して前提となっている。第1節で確認したように、教育部は大学の自主審査制度を実施する一方で、審査基準の多様化を目指している傾向がみられた。そのため、多次元審査制度が導入される以前に、すでに技術報告や芸術の成果に関する審査規則が公布され、多様な資格審査の枠組みが提供されていた。国立中興大学は多次元審査制度を導入する前に、学術研究の枠組みを中心として設定しながら、その他の基準では明確な規則を確立していなかったが、教育部の規則にしたがい、学術研究の結果の代わりに、技術報告や芸術成果で審査を行うこともすでに可能であった。またそれに関連して、大学への審査権限の委譲も一定の枠組みを設置した後におこなわれたことが指摘できる。第1節に言及したように、「自主審査規則」に定められた基準を満たした大学は自主審査の権限を与えられる。その基準において、組織内に教員資格審査の制度が整えられていることが求められている。その具体的な指標の1つは教育、研究、及びサービスなどの評価基準が定められていることである。こうしたことにより、第3節で確認したように、国立中興大学は自主審査の権限を得たにもかかわらず、なおも教育部が定めた基準の範囲内で展開しているのである。その後、多次元審査制度の導入にともない、この多様性の枠組みがより一層明確に定められ、教育部が打ちだした研究型、教育型及び実務型の枠組みにしたがい、教員昇進に関する審査の基準が設定されていた。

第3に、前述とも関連しているが、機関内では研究、教育及びサービスに基づきながら、中心とする審査項目を選択することが可能になった。第3節で明らかにしたように、教員資格審査制度の機関類型間の導入状況が異なっているだけでなく、機関内でも教員による審査の基準が異なっている。国立中興大学は自主審査制度が導入された後に、すでに多様な基準を有していたが、その基準が教育、研究及びサービスなどの配点の差異にとどまっていた。その後、多次元審査基準を導入することにより、教育、研究及びサービスの役割がより明確に区別された

とともに、従来研究を重視することから、教育やサービスを中心とする審査をおこなうことも可能になった。

総じていえば、台湾の大学教員審査制度はより多くの大学に権限を与えている一方で、なお政府が定めた仕組みの中で展開しているものである。こうした特徴は大学の類型化政策のもとに、多次元審査制度の導入にともなってより明確に表れるようになった。こうしたことから、大学は大学教授職に求める役割として、従来教育、研究及びサービスという3つの役割に基づきながらも、研究を中心とする考え方であったのが、多次元審査制度の導入により、それ以外の教育やサービスを重点とすることができるようになった。このように、教員の役割も教員がみずからの特徴にしたがい、多様化をなされることが可能になった。

このように、台湾は高等教育の大衆化にともない、教員の教育能力及び実務的な能力が徐々に着目されてきている一方で、世界水準大学や研究結果の可視性の影響を受けて、従来のように研究の成果をなお重視する状況の中で、教員間の機能分化を促進することにより、大学の研究と教育の両立性を解決する策を試行している。

おわりに

本論文では、多次元審査制度が導入された前後に焦点をあて、とりわけ教員昇進において、多様な審査基準の導入をめざす背景や理由を考察し、機関類型別の導入状況を分析する上で、大学の事例を扱い、大学教員資格審査制度の変化を検討した。以上の分析によって、台湾の大学教員審査制度は規制緩和の動きが強くなる一方で、政府による多様化しようとする政策方針が一貫して維持されてきているだけでなく、より明確になっていることが明らかとなった。こうしたことから、大学教員ごとの役割が個人の状況によって、多様に展開することができるようになったことが指摘できる。

本論文では主に制度の導入によりもたされた変化という観点から、教員資格審査制度の特徴を分析し、その制度で大学がどのように制度を受け入れるかを考察した。今後は本論文で明らかにした制度上からみた大学教員資格審査制度の変容をふまえて、さらに実態の考察などによって実証的な手法で台湾の大学教員がどのように制度を受け入れるかを解明したい。

【註】

- 1 江原武一「大学教育改革の条件-学部教育を中心に」『大学は社会の希望か』東信堂、2015年、68頁。
- 2 有本章「大学教授職の展望」『変貌する世界の大学教授職』玉川大学、2011年、291-362頁。
- 3 教育部統計処『中華民国教育統計 民国103年版』2014年、58-59頁。
- 4 教育部は1996年に「教育改革における総提言報告書」（原語、教育改革総諮議報告書）において、すでに高等教育機関を類型化する構想を打ち出した。そこでは、「高等教育はそれぞれの高等教育機関の機能に応じ、適当な高等教育機関に分類されるべきである」と述べられている。その後、1998年の「邁向學習社会白皮書」、2003年の「我国高等教育發展規画研究專案報告」、2009年の「高等教育現状検討及追求卓越之發展策略專案報告」、及び2013年の「人材育成白書」など、いずれの政策文書でも高等教育機関を種別化することが言及されている。
- 5 「教育人員任用条例」第14条：「大学、独立学院 及専科学校（日本の短期大学に相当）の教員の任用、昇進について、資格審査をおこなう必要がある。その審査規則は教育部が定める。」

- 6 南部広孝「台湾における大学教員集団の変容と評価制度」『21世紀型アカデミック・プロフェッション構築の国際比較研究』（平成18年度～21年度科学研究費補助金（基盤研究(B)、課題番号：18203038）研究成果報告書研究代表者：有本章）広島大学高等教育開発センター、2010年、133-146頁。
- 7 田芬華「我国大学教師升等制度对獎勵研究生産力功效之分析—事件史分析法応用実例」『人文及社会科学集刊』第11巻第3期、1999年、359-394頁；陳淑芬「大学教師升等制度之性質与升等審査之原則」『世新法学』第4巻第1号、2010年、38-73頁などがあげられる。
- 8 楊瑩「台湾的大学教師分流与多元升等—從大学教師評鑒機制分析」『蘇州大学学报』第1期、2014年、115-127頁。
- 9 何希慧「台湾試辦教師專業分工与多元升等制度之可行性—英美大学執行經驗对高教政策推動的啓示」『蘇州大学学报』第4期、2014年。
- 10 田芳華、前掲書、1999年、359-394頁；南部広孝、前掲書、2010年、133-146頁；陳淑芬、2010年、38-73頁；楊瑩、2014年、115-127頁；何希慧、2014年、119-124頁。
- 11 詳しくは「大学法」第13条を参照。また、1994年以前の大学教員は教授、副教授、助教及び講師という4つの級であったが、博士学位取得者はすぐに副教授に就くことができた。その後、学術の生産性や教員の質をより一層向上させるため、助理教授という職階を増設し、博士学位を取得者が当職階に就くようになり、助教が職階から外され、教育と研究などの補助という行政職に転換された。
- 12 教員資格の審査については、1959年に「大学独立学院及専科学校教師審査辦法」を公布し、その後いくつかの修正と法律の公布があったが、教育部の学術審議会が審査を行っていた。
- 13 詳しくは「自主審査規則」第3、4、5、6条に参照すること。
- 14 教育部教師資格及学術審査科、「教師資格及学術審査科業務執掌一覧表(102年版)」2013年。また、機関数には、空中大学（日本の放送大学に相当）及び軍事教育機関に含んでいない。
- 15 それらの規則は2006年に「専門学校以上の教員資格審査規則」（原語、専科以上学校教師資格審定辦法）に含まれた。
- 16 教育部高等教育司、103学年度教師多元升等制度計画申請説明会簡報資料、<http://www.edu.tw/download/detail.aspx?Node=1123&Page=23470&Index=1&WID=c0746986-1231-4472-abc-e-5c5396450ba9>、2015年8月20日アクセス。
- 17 同上資料。
- 18 詳しくは、南部広孝、廖于晴「台湾における高等教育の構造分析」『大学論集』第48集、広島大学高等教育開発センター、2011年に参照すること。
- 19 1996年に「優秀な専科学校を選択し、技術学院に改めること及び専科学校を併設する規則」が公布された後、専科学校が急速に減少する一方で、職業系大学は急速に増加し始めた。
- 20 台湾教育部のホームページには、「各校基本資料データベース」（原語、各校基本資料）がある（<http://www.edu.tw/pages/detail.aspx?Node=3752&Page=26208&Index=7&WID=31d75a44-efff-4c44-a075-15a9eb7aecdf>、2015年8月26日アクセス）。また、その他は軍事教育、看護教育の教員、及び教授、副教授、助理教授や講師の資格を持っていない教員である。そして、助教は1997年教員の職階が変革された前、教員の職階に含まれた助教を示している。
- 21 詳しくは国立中興大学『国立中興大学教師升等相關作業参考手冊』2014年参照。
- 22 同上書、7頁。
- 23 同上書、2頁。
- 24 国立中興大学における教員昇進制度の構築に関する報告には、多次元審査制度を実施する原則は、拠点大学計画にしたがい構築することが言及されている。（李玉玲「教師升等制度規劃以国立中興大学為例」国立中興大学研究發展処、2014年。）
- 25 同上資料。
- 26 国立中興大学第247回行政會議記録、<http://140.120.49.185/行政議事/行政會議>、2015年11月26日アクセス。

（比較教育政策学講座 博士後期課程3回生）

（受稿2015年9月1日、改稿2015年11月4日、受理2015年12月24日）

台湾における大学教員資格審査制度の変容

廖 于晴

本論文は大学教員資格審査制度の変化に着目し、とりわけ教員昇進において、多様な審査基準の導入をめざす背景や理由、及び各機関類型の導入状況を考察する上で、大学を事例として扱い、その教員昇進資格の審査基準を分析することによって、台湾の大学教員資格審査制度の現状と特徴を明らかにすることを目的とする。台湾の大学教員審査制度はより多くの大学に権限を与えている一方で、なお政府が定めた仕組みの中で展開しているものである。こうした特徴は大学の類型化政策のもとに、多次元審査制度の導入にともなってより明確に表されるようになった。こうしたことから、大学は大学教授職に求める役割として、従来教育、研究及びサービスという3つの役割に基づきながらも、研究を中心とする考え方が、多次元審査制度の導入により、それ以外の教育やサービスを重点とすることができるようになる。このように、教員の役割も教員がみずからの特徴にしたがい、多様化をなされることが可能になった。

Changes in Faculty Qualification Assessment in Taiwan

LIAO Yuching

This paper discusses changes to the system of faculty qualification assessment in Taiwan. We analyzed the background and reasons for adopting diverse standards into qualification assessment of faculty promotion. The adoption of these standards at each type university were analyzed, and a case study was performed based on the analysis. The results of the analysis indicated that the Taiwanese government has gradually deregulated the authority of faculty qualification assessment to more universities. However, diversity is still emphasized by the government. This characteristic has become more definite after adopting the diverse standards into faculty qualification assessment. Originally, the universities considered the role of faculties regarding research, education, and social contribution with research as the central role. After adopting diverse standards, universities began to consider the role of faculties with other than education or social contribution as the central role. Therefore, it is possible to diversify the role of faculties by allowing them to decide their role based on their own characteristics.

キーワード： 大学教員、昇進、資審査制度、台湾

Keywords: Faculty, Promotion, Qualification Assessment, Taiwan